

【 4 . 農山漁村における男女共同参画の確立】

1 . 現行計画の達成状況

< 目標 >

- 農山漁村における男女共同参画を確立する。

(1) あらゆる場における意識と行動の変革

【計画期間中に実施した主な施策】

- 「農山漁村女性の日」の実施、啓発資料の作成・配付、研修、シンポジウムの開催等（農水省）

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【計画期間中に実施した主な施策】

- 都道府県、市町村における女性の参画目標の策定及びその達成に向けた普及啓発の推進（農水省）
- J Aグループや全国農業会議所においても独自の参画目標を策定しており、その達成に向けた取組支援（農水省）

【主な政策効果】

- 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

（単位：人、％）

年 度	12 年	13 年	14 年
農業委員数	59,254	58,801	58,613
うち女性	1,081	1,318	2,261
女性の割合	(1.82)	(2.24)	(3.86)
農協正組合員数	5,240,785	5,202,171	5,149,940
うち女性	746,719	769,748	783,806
女性の割合	(14.25)	(14.80)	(15.22)
農協役員数	32,003	29,154	26,076
うち女性	187	213	266
女性の割合	(0.58)	(0.73)	(1.02)
漁協正組合員数	275,715	267,381	260,286
うち女性	15,655	15,289	15,145
女性の割合	(5.68)	(5.72)	(5.82)
漁協役員数	17,974	17,381	16,401
うち女性	43	47	49
女性の割合	(0.24)	(0.27)	(0.30)

注：農業委員：各年10月1日現在

農 協：各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在

漁 協：各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在

農業委員の平成14年の数値は全国農業会議所調べ

資料出所：経営局構造改善課、協同組織課、水産庁水産経営課調べ

● 林業における男女共同参画の現状

・ 森林組合（平成 16 年 3 月 31 日現在）

	人数	うち女性	比率（%）
役員	14,819	22	0.1
職員	7,900	1,974	25.0
作業員	25,801	3,120	12.1

資料出所：業務参考資料（H15 年度森林組合統計）

● 女性農業士等の推移

	12 年	13 年	14 年	15 年
指導農業士	8,998	9,348	9,568	10,246
うち女性	392	474	602	1,153
女性の割合	4.4%	5.1%	6.3%	11.3%
青年農業士	9,589	9,475	9,405	9,132
うち女性	151	175	176	179
女性の割合	1.6%	1.8%	1.9%	2.0%
女性農業士等	6,785	7,030	7,219	6,961

注：平成 15 年で女性農業士等の数が減少しているのは指導農業士制度に統合した県があるため

（女性農業士等の称号の例）

- ・ 農村生活アドバイザー（青森、群馬、新潟など）
- ・ 女性農業経営士（大分）
- ・ 農村生活マイスター（長野）
- ・ グリーンライフアドバイザー（長崎）

資料出所：農林水産省普及課調べ（組織運営調査）

（ 3 ）女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

【計画期間中に実施した主な施策】

- 家族経営協定の締結を推進（農水省）
- 「農作業安全のための指針」の策定、女性の労力軽減にも配慮した機械の開発（農水省）

【主な政策効果】

- 家族経営協定の締結農家数

販売農家の家族経営協定締結割合
（単位：戸）

	平成 12 年	13	14	15	16	16 年、%
北海道	3,162	3,178	3,790	3,759	3,887	6.70
東北	1,135	1,409	1,776	2,258	2,655	0.67
関東	3,535	4,167	5,512	6,873	8,154	1.60
北陸	609	743	858	981	1,103	0.62
東海	371	436	518	618	748	0.47
近畿	623	825	1,045	1,275	1,396	0.72
中国	743	907	1,122	1,479	1,837	0.57
九州	4,554	5,436	6,773	7,695	8,724	2.75
沖縄	45	99	181	213	230	1.15
全国	14,777	17,200	21,575	25,151	28,734	1.33
（単位：千戸）						
販売農家戸数	2,337	2,291	2,249	2,205	2,161	
家族経営協定	0.63%	0.75%	0.96%	1.14%	1.33%	

締結割合(%)					
うち主業農家戸数	500	482	463	448	434
家族経営協定締結割合(%)	2.96%	3.57%	4.66%	5.61%	6.62%

注：「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

「主業農家」とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。

資料出所：家族経営協定締結農家数：(平成12～15年)農林水産省普及課調べ
(平成16年)農林水産省女性・就農課調べ
農家数：農林水産省統計部「農業構造動態調査報告書 基本構造」

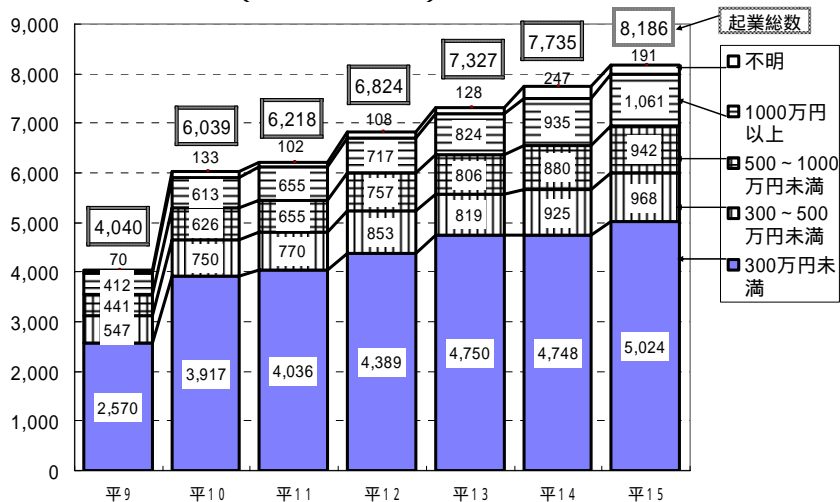
● 女性認定農業者の推移

	H12	H13	H14	H15	H16
認定農業者総数	145,057	149,931	162,791	171,746	182,345
うち女性のみ	2,539	2,746	3,149	3,402	3,604
うち共同申請	-	-	-	-	81
女性合計	2,539	2,746	3,149	3,402	3,685
女性の比率	1.75%	1.83%	1.93%	1.98%	2.02%

注：共同申請については、夫婦での共同申請分。

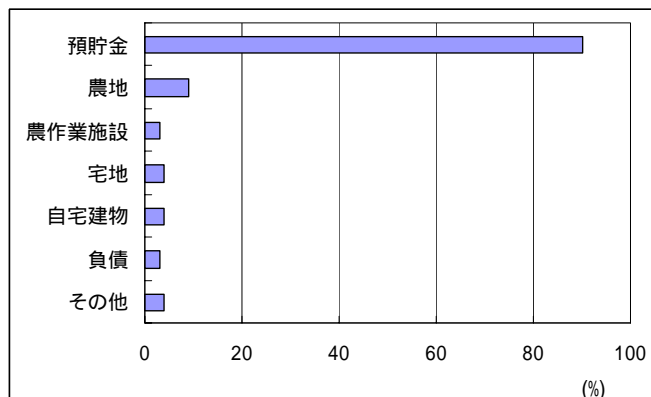
資料出所：農林水産省経営政策課調べ

● 女性起業数の推移（販売金額別）



資料出所：農林水産省調べ

● 女性名義の資産の状況



資料出所：農林水産省「女性農業者の地位向上に関する実態調査」(平成12年4月)

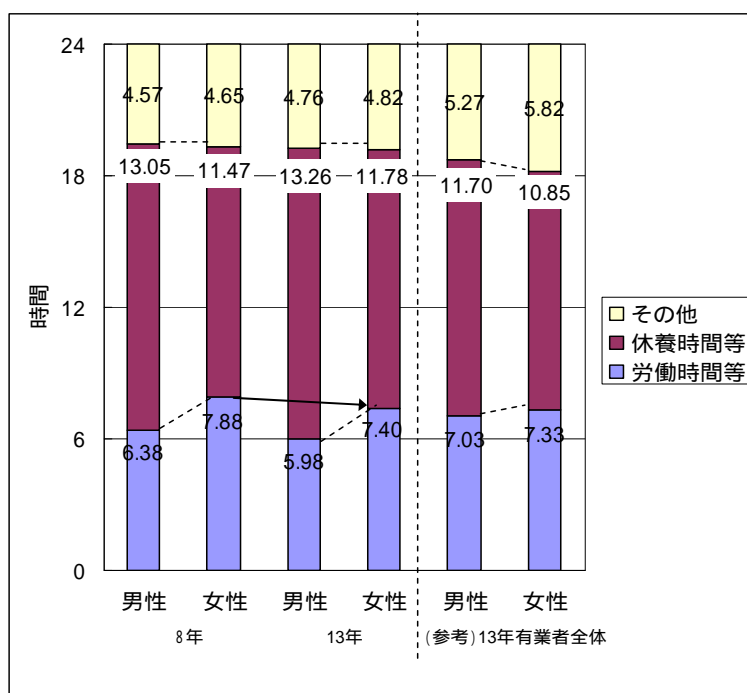
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

【計画期間中に実施した主な施策】

- 託児機能や各種研修機能等を有する総合施設の整備、母性保護セミナー、子育て相談員研修などの実施（農水省）
- 補助労働力確保のための農業ヘルパーセンターの整備、JAによる無料職業紹介などを実施（農水省）

【主な政策効果】

- 農林漁業作業における女性と男性の生活時間の比較



・労働時間等

(時間)

年次	性別	仕事	家事	介護等	育児	合計	男性比
8年	男性	6.1	0.22	0.03	0.03	6.38	-
	女性	4.78	2.88	0.08	0.13	7.88	1.23
13年	男性	5.65	0.27	0.03	0.03	5.98	-
	女性	4.4	2.77	0.12	0.12	7.40	1.24
(参考)13年有業者全体	男性	6.8	0.15	0.02	0.07	7.03	-
	女性	4.85	2.22	0.07	0.2	7.33	1.04

・休養時間等

(時間)

年次	性別	睡眠時間	休養	TV、新聞等	趣味・娯楽	合計	男性比
8年	男性	8.32	1.43	2.95	0.35	13.05	-
	女性	7.82	1.18	2.22	0.25	11.47	0.88
13年	男性	8.32	1.48	3.03	0.43	13.26	-
	女性	7.82	1.3	2.33	0.33	11.78	0.89
(参考)13年有業者全体	男性	7.65	1.15	2.23	0.67	11.70	-
	女性	7.33	1.12	1.95	0.45	10.85	0.93

資料出所：総務省「社会生活基本調査」

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

【計画期間中に実施した主な施策】

- 「農山漁村いきいき高齢者月間」の実施（農水省）
- 各地域の高齢者グループが行う農業生産活動や消費者との交流活動等に対する支援、高齢者が活動するための拠点施設整備（交流館設置等）、農業施設のバリアフリー化等を実施（農水省）
- 農業者年金制度を実施（農水省）
- 農業協同組合においてホームヘルパー資格取得研修や介護技術等の能力向上研修を実施（農水省）

【主な政策効果】

- J Aによるホームヘルパー養成数（年度末累計）

12年	13年	14年	15年
92,726	98,300	102,888	108,114

資料出所：全国農協中央会調べ

- J A助け合い組織設置数（年度末累計）

12年	13年	14年	15年
947	963	979	974

資料出所：全国農協中央会調べ

<評価と問題点>

- 林業、漁業についてのジェンダー統計が未整備である。
- 農業分野の政策・方針決定過程への女性の参画は着実に増加しているが、進展は緩やかであり、更なる取組が必要である。これに関連し、女性の参画目標・指標についての定期的なフォローアップの強化が重要である。
- 家庭経営協定の締結農家数は堅調に増加しているものの、主業農家に占める家族経営協定の締結農家は1割に満たない、指導農業士、青年農業士、女性農業士等リーダー的な女性農業者は少しずつ増加しているが、その数の伸び率は緩やかとなっている、女性認定農業者は増加しているものの、認定農業者に占める女性割合は2%に過ぎない、女性起業数は順調に増加しているものの、6割が販売金額300万円未満であるなど小規模経営にとどまっており、更なる取組が必要である。
- 男女の生活時間を比較すると、女性の労働時間は近年減少しているものの依然として男性の約1.2倍であり、女性の過重労働、育児負担を軽減するための継続的な取組が必要である。

2. 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

<目標>

4. 農山漁村における男女共同参画の確立

やる気と能力のある自立的な農業経営への支援の重点化、我が国農産物の海外への輸出など「攻め」の農政への転換を図り、我が国の農林水産業・農山漁村を再生するにあたっては、農業就業人口の過半を占め、農林水産業や農山漁村社会で重要な役割を果たしているとともに、食の安全・安心の確保という視点にも関心の高い農山漁村の女性の参画が不可欠である。

女性が自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男性と共に経営及びこれに関連する活動に参画していくことができる社会の形成が求められている。この場合、固定資産も含めた女性名義の資産形成にも配慮する必要がある。

さらに、過疎化、少子・高齢化の進展等農山漁村を取り巻く状況変化に的確に対応した施策を講じ、男女共同参画社会の形成を図っていくことが求められている。

食料・農業・農村基本法においても、「女性の参画の促進」が明記されており、女性の社会参画及び経営参画を促進するため、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努める。

(1) あらゆる場における意識と行動の変革

【施策の基本的方向】

男女を問わず農林水産業・農山漁村の担い手が、その持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定過程に参画できる社会を実現するためには、「個」としての主体性を確保すること、農山漁村における家庭や地域社会にややもすれば残存している固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行や行動様式を是正することなど、あらゆる場における意識と行動の変革を進めることが必要である。このため、農山漁村の女性の地位の向上に向けた啓発活動等を行うとともに、農山漁村の女性の置かれている状況を客観的に把握するための統計情報等の収集・整備を行う。また、男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。

【具体的な取組】

- 統計情報の整備が遅れている林業・漁業を含め、農山漁村の統計情報等について性別データの把握に努め、農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を行う。
- 男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成するため、食料や食生活に関する情報提供等を行う。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【施策の基本的方向】

農林水産業において女性の果たしている役割の重要性に照らして、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、都道府県における女性の参画目標を踏まえ、市町村・農協等地域段階に

おけるより具体的な目標設定を加速化する。また、関係機関との連携の下、策定された参画目標の達成に向けた定期的なフォローアップの強化、啓発活動等を推進する。さらに、農山漁村の女性リーダーのネットワークづくりの促進等登用後のサポート体制の強化を図る。

【具体的な取組】

- 農協の女性役員、女性の農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた定期的なフォローアップの強化、普及啓発等を推進する。また、指導農業士、女性農業士等リーダーとなる女性農業者の育成を図るとともに、土地改良区、集落営農（*）等における意思決定過程への女性の参画を進める。
（*）集落営農：「集落」を単位として、農業生産過程の共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいう。一般的には、集団的な土地利用や機械の共同利用等による農業生産のみならず、農村生活での共同活動も含め、集落を基盤に兼業農家や高齢農家を含めた農家の協力の下に行う営農である。
- 女性農業委員、女性農業士等農山漁村の女性リーダーのネットワーク化の推進、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供等登用後のサポート体制の強化を行う。

（3）女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

【施策の基本的方向】

農業就業人口の約6割を占めるなど、農林水産業や農山漁村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置付けを明確化する。また、新規参入を含めた農林水産業の経営及びこれに関連する起業活動、並びに地域社会への女性の一層の参画のための環境整備を進める。

これらの課題を効果的に推進するため、男女共同参画に基づく取組が農林漁業経営の改善・発展にも結びつくことを重視しつつ、家族経営協定や農業経営の法人化などの具体的な手法の普及拡大・有効活用を図る。

【具体的な取組】

- 家族の話し合いをベースとする家族経営協定の締結の促進、フォローアップ活動の体制整備を進めるとともに、女性農業士等及び女性の認定農業者の拡大、農業経営の法人化等を促進する。また、家族経営協定の仕組みを踏まえ、共同経営者としての女性の社会的地位を明確化するための関連制度の整備を進める。
- 農山漁村女性の固定資産の形成の促進・支援を図るため、女性の固定資産の形成の実態・意識の把握を含む固定資産の形成促進のための金融面を含む各種の支援手法の検討等を行う。
- 農業法人等に雇用される形での就農等多様な就農形態に対応するため、新規就農相談センター等における就農・就業に関する相談活動・情報収集の強化、農業技術や経営管理に関する研修教育の充実等を図り、女性が就農する際の支援体制を整備する。
- 女性の行う農林水産業に関連する起業活動を促進するための研修等の実施を推

進する。

- 農林水産業の生産現場において、男女がともに働きやすい基本的な条件を確保するための施設整備を進める。

(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

【施策の基本的方向】

農山漁村には、職業として農林水産業に携わる女性、地域社会活動を行っている女性、また、ライフステージから見れば、出産・子育て期や壮年期、高齢期等に属する様々な女性がいる。これらの者が農林水産業・農山漁村に就業・定住する良さを実感しつつ、多様な生き方ができるように、社会参画の機会を奨励するなど住みやすくいきいきと活動しやすい環境づくりを推進する。家庭内における男女の協調関係の構築は、農山漁村におけるあらゆる場での男女共同参画を進める上で、最も基本的な条件である。特に男女の生活時間の比較において、女性は労働、家事・育児・介護等の負担をより多く担っているという実態及び問題点にかんがみ、そうした女性の負担を軽減するための施策の推進が不可欠である。

また、農林水産業・農山漁村に関心のある都市の人々が就業・定住しやすい環境づくりを進める。さらに、女性の力をいかしたグリーンツーリズム等都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るため、消費者との交流、商工業・観光業との連携・ネットワーク化を促進する。

【具体的な取組】

- 農林水産業に従事する女性が、生産と生活の両面において過重な負担を負うことがなく、無理なく農林水産業や多様な社会活動ができるように、地域における育児や介護との両立を支援するための施設の整備及び各種サービスの充実を図る。
- 男女ともに家事・育児等の責任を果たしていくための研修を実施するとともに、子育ての孤立化、不安を解消し、子育てのノウハウを共有するためのネットワーク活動を推進する。
- 農山漁村に滞在し、自然・文化、農林漁業との触れ合いを楽しむグリーンツーリズム等都市と農山漁村の共生・対流の推進においても女性は重要な役割を果たしており、このような女性の活動分野の拡大を支援する観点から、消費者との交流や、商工業、観光業など異業種との連携・ネットワーク化を進める。
- 食の安全・安心、食育への取組や豊かな自然環境、美しい農村景観の保全管理に向けた取組に、女性が積極的に参画できる環境作りを推進する。

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

【施策の基本的方向】

農山漁村における更なる高齢化の進行、農林漁業従事者の大幅な減少が見込まれる中、地域の農山漁村の活性化のために女性を含めた高齢農業者等が持つ、生活の視点や経験・知識を活用することが必要である。

一方、農山漁村においては、高齢の親や配偶者、配偶者の親等の介護は女性の役割であるという考え方が残っており、介護サービス等の利用に関する抵抗感もある。このため、農山漁村の女性は、農林水産業の作業・家事・育児等に加えて介護を行うことが多く、また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担は大きい。このため、女性の負担を軽減するためのヘルパー制度を始め各般の施策を進める。

また、農山漁村の男女が平等な立場で高齢期を安心して迎えらるる環境を整備していくことが重要である。

【具体的な取組】

- 高齢農業者がその知識と技能を活かしつつ、生きがいを持って活動できるよう、高齢農業者による新規就農者や担い手への支援、都市住民との交流や子どもたちとの異世代交流、地域資源の保全管理等の取組を促進する。
- 農村における高齢化の進展等を踏まえ、公共施設や歩行空間等のバリアフリー化を促進する。
- 介護負担軽減に向けた配食サービスの推進、農協によるホームヘルパーの養成を含めた介護に関する人材育成等、農協の助け合い組織や他のボランティア組織と連携しつつ、高齢者の生活支援体制の整備を進める。